

地主・経営者のための
情報マガジン

9
September

Agri Times

あぐりタイムズ / 2023 vol.218

配偶者の相続税上の特権と 配偶者居住権等による優遇

20年以上の夫婦間で自宅を贈与・遺贈すると分割の対象外になります



営業職に役立つ!

ゴルフの
心 體

相続で遺産分割が
長引いた場合の問題点
～10年経過後の遺産分割ルールの改正を
確認しましょう～

“FMヨコハマ” “NACK5”
“JNN NEWS” “千葉テレビ”
“テレビ朝日”で
CM放送中

ラ・ラ・ラ・
ランドマーク♪



配偶者の相続税上の特権と 配偶者居住権等による優遇

20年以上の夫婦間で自宅を
贈与・遺贈すると
分割の対象外になります



1 配偶者に対する相続税の優遇措置

配偶者の老後の生活保障、遺産の維持形成に対する配偶者の貢献への配慮、同一世代間の財産移転であり、将来の配偶者自身についての相続開始の際に課税対象とされることを理由に、相続税法では配偶者に対する優遇措置が用意されています。

2 配偶者の税額軽減制度とは

相続税の計算では「配偶者の税額軽減」という制度があり、配偶者が実際にもらった正味の財産額が法定相続分（1億6,000万円）に満たない場合には1億6,000万円以下であれば、配偶者に相続税はかかりません（法定相続分を超えて相続をした場合でも、実際にもらった正味の財産額が1億6,000万円以下であれば税金はかかるないということです）。もし相続人（包括受遺者を含む）が配偶者一人のみである場合は、財産額がいくらであっても、相続税はかかりません。

計算式

$$\text{配偶者の税額軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{①と②のうち少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

(①配偶者の法定相続分と1億6,000万円のうち多い金額)
(②配偶者が実際にもらった正味の財産額)

【事例】

法定相続人：配偶者と子供1人の計2人

遺産の基礎控除前の課税価格：2億円

下記2つの分割方法によって、相続税額はそれぞれ下表のようになります。

分割方法	相続人	取得した財産額	相続税の総額	配偶者の税額軽減額	各人の納税額
① 全財産を子が取得した場合	配偶者	0円	3,340万円	—	0円
	子	2億円		—	3,340万円
② 配偶者が法定相続分を取得した場合	配偶者	1億円	3,340万円	1,670万円	0円
	子	1億円		—	1,670万円

配偶者の税額軽減を適用することで、相続人全員での納税合計額は大きく変わります。

3 申告期限までに配偶者の相続分が決まらない場合

配偶者の税額軽減は、遺産分割などで配偶者が実際にもらった正味の財産を基に計算されます。そのため、相続税の申告期限までに分割が決まらない場合は、配偶者の税額軽減がないものとして相続税の申告・納税をしなければなりません。ただし、一定の手続き（p6②参照）をとれば、申告期限後に分割が決まってから「更正の請求」をしてこの税額軽減を受けることができます。

4 二次相続での留意点

最初の相続で配偶者が多くの財産をもらい、この税額軽減の制度を利用すれば、その時の申告では税額をかなり抑えることができます。ただし、その後、配偶者に相続が発生した際（二次相続）に相続税の負担が却って重くなってしまう可能性があります。分割協議の際には、将来の二次相続を考慮するのも良いと言われています。

5 民法上の配偶者優遇改正を確認しておきましょう。

民法の相続分野の規定が平成30年に40年ぶりに改正され、高齢化社会において配偶者の居住権を保護するための方策が取られています。

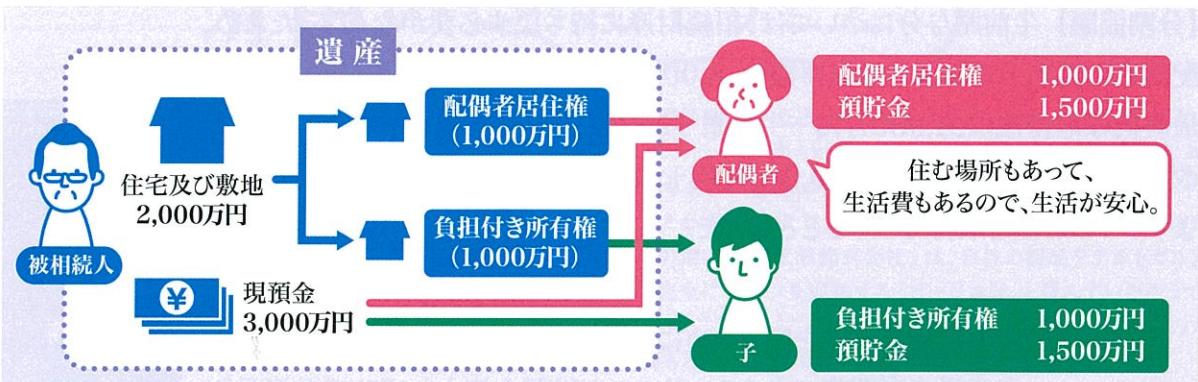
① 配偶者居住権の新設（令和2年4月1日施行）

① 概要

配偶者居住権は、配偶者の住まいや生活資金を保障するために創設された制度で、相続開始の時に配偶者が被相続人所有の建物に住んでいた場合に、終身又は一定期間（最低6ヶ月間）無償で住み続けることができる権利であり、従来の建物所有権を、「配偶者居住権」と「負担（配偶者居住権）付き建物の所有権」とに分割されたものと考えます。一例として、子がいる高齢者同士の再婚の場合で、自宅の居住権を配偶者に、所有権を自分の子に相続させることで、被相続人の意思を反映しやすくなることが考えられます。

② 制度導入のメリット

居住権は、「住宅の従来の所有権」より低い額で評価されるため、実質的に預貯金など他の遺産の配偶者の取り分を増やしやすくなりました。また、「終身配偶者居住権」の場合は一生住み続ける権利も取得でき、安心です。



八 配偶者居住権の成立要件

配偶者居住権を取得するためには、以下のすべてを満たすことが必要です。

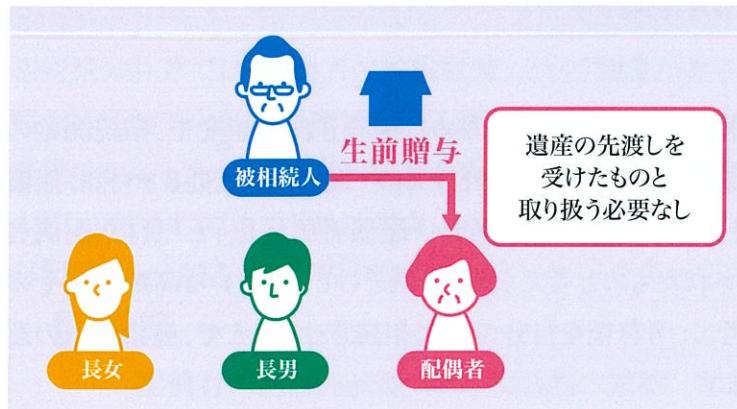
- ①被相続人が所有する不動産であること(夫婦共有も可)
- ②相続開始時点で配偶者(事実婚は不可)が居住していたこと(別居、施設入居は不可)
- ③遺産分割協議、遺言(死因贈与を含む)、家庭裁判所の審判のいずれかによって「配偶者居住権」を取得する旨を定めること

② 婚姻期間20年以上の夫婦間で行った自宅の生前贈与等の優遇措置

従来は、被相続人が配偶者に居住用財産を生前贈与するか又は遺言で贈与の意思を示していた(「贈与等」という)場合でも、相続発生後に相続人間で遺産分割協議をする際には、その贈与等は遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、その分を遺産に合算して遺産分割や遺留分の算定を行うとされていました。これを「相続財産への持ち戻し」といいます(被相続人が「その贈与等は相続財産へ持ち戻ししないように。」と、持ち戻し免除の意思表示をしていた場合を除く)。

改正により、婚姻期間20年以上の夫婦であれば、住居と敷地を配偶者に対して贈与等していた場合(配偶者居住権も含む)は、持ち戻し免除の意思表示が遺言等に無くても、その意思があつたと推定することとなりました(令和元年7月1日施行)。

改正後の事例



① 生前贈与

夫所有の居住用財産(評価4,000万円)のうち持分2分の1(2,000万円)を妻に贈与して申告した(「婚姻期間20年以上の夫婦間での居住用財産の贈与税の配偶者控除2,000万円の特例を適用して贈与税は0円だった。」)。

② 夫の相続が開始

【相続財産】・居住用財産2,000万円(夫の持分2分の1)

・その他の財産 計 8,000万円

【相続人】 配偶者と子2名(長男と長女)

【分割協議】 生前贈与分については、相続財産に持ち戻す必要がなくなったため、

配偶者の遺産分割における取得額は、8,000万円×1/2=4,000万円となり、

最終的な取得額は、4,000万円+生前贈与2,000万円=6,000万円となり、

改正前の遺産分割の場合{(80,000万円+生前贈与の持ち戻し2,000万円)×1/2=5,000万円}

より多くの財産を取得できることとなった。

配偶者の生活の安定を図るために、居住用財産の贈与等を検討されたい方は、

資産税の専門家であるランドマーク税理士法人へぜひご相談下さい。

ランドマーク便り

メディア掲載情報

【相続会議】

4月5日(水)相続会議にて弊社代表税理士 清田著「相続専門の税理士、父の相続を担当する」のインタビュー記事が掲載されております。

【東洋経済オンライン】

4月15日(土)配信の東洋経済オンラインにて弊社代表税理士 清田の著書「相続専門の税理士、父の相続を担当する」の抜粋記事が掲載されております。

東洋経済 ONLINE

相続対策を後回しにする人ほど損をする納得事情
2024年からルール変更で生前贈与はどうなるのか

清田著「相続専門の税理士、父の相続を担当する」

2023/04/15 16:30



3歳の父たちは山のままでいることを知らなかったり、分からなかったりもしないのに

2023年4月の税制改正によって、相続の生前贈与に関するルールが大きく変わることになりました。相続専門の税理士として、これまで7000人以上の相続税の書を手掛け、2024年にかけては相続税の知識を深めた税理士が、この改正によって、どのように影響されるかを解説します。

本書では、清田著「相続専門の税理士、父の相続を担当する」から抜粋、再構成して掲載しています。

9月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

9月 不動産オーナーの相続税対策

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

9月27日 水 新横浜会場

14:00~15:00 TEL:045-350-5605

税務無料相談会

9月21日 木 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

9月21日 木 町田会場

14:00~16:00 TEL:042-720-4300

9月21日 木 武蔵小杉会場

14:00~16:00 TEL:044-281-3003

9月21日 木 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

9月21日 木 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

9月21日 木 横浜駅前会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

9月21日 木 大宮会場

14:00~16:00 TEL:048-776-9684

9月21日 木 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

9月21日 木 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

9月21日 木 みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

9月21日 木 新松戸会場

14:00~16:00 TEL:047-702-7220

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

帰宅途中歩いていると、夏の夜の空気を感じる季節になつきましたね。

先日お祭りがあり、久々に瓶ラムネが売っておりました。瓶ラムネは特別おいしい気がして、見かけると必ず買ってしまいます。ラムネと炭酸飲料・サイダーとの違いはと言うと、瓶の炭酸の気圧を利用し、ビー玉で完全に密栓したものが「ラムネ」と言われています。

ラムネの「ビー玉」の呼び名の起源について諸説あるのをご存知でしょうか。

ラムネの栓になるように傷の無い形の良い物が「A玉」、

不合格だった規格外品が「B玉」で、駄菓子屋などで安く売れるようになった、という説が有ります。明確な証拠はなく、語り継がれている説です。

一方、大正13年創業のビー玉製造会社「日本特殊硝子球工業株式会社」は、自社の製品をポルトガル語でガラスを意味する「ビードロ玉」と読んでいたそうで、これから「ビー玉」となったという説もあり、こちらの方が信憑性のある語源だそうです。

最近はビー玉で遊ぶ子供も、瓶ラムネも見かけなくなりましたよね。時代によって消え去っていくのは悲しいですね。

相続で遺産分割が長引いた場合の問題点 ～10年経過後の遺産分割ルールの改正を確認しましょう～

Q

父が亡くなったため相続税の申告をしなければなりません。現在、遺産分割協議を進めている最中ですが、兄弟間でもめてしまい、遺産の分割が決定するまで時間がかかりそうです。この場合、相続税の申告をするにあたって何か問題はあるのでしょうか。



今回は
大坂(国税OB)が
お伝えします!

A

法律上いつまでに遺産分割を行わなければならぬ、という決まりはありませんが、相続税の申告期限(相続開始の翌日から10ヶ月以内)までに分割が確定しない場合は、下記のとおり各種特例を受けられない、といったデメリットがあります。また、遺産分割が確定していない場合でも、相続税の申告は期限内に済ませなければなりません。

解説

1 分割が確定しない場合のデメリット

相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、不利になる点は以下のとおりです。

(1) 配偶者の税額軽減の特例が受けられない

配偶者の税額軽減の特例とは、被相続人の配偶者が相続した財産については、法定相続分(または1億6,000万円とのどちらか多い金額)以下である場合には配偶者に相続税がかからないという制度です。(p1参照)

(2) 小規模宅地等の評価減の特例が受けられない

小規模宅地等の評価減の特例とは、遺産のうち居住用や事業用に供されていた宅地等(適用要件あり)は以下の面積を限度としてその土地の相続税評価額を大幅に減額できる制度です。

相続開始直前における宅地等の利用区分		選択特例対象宅地等		限度面積	減額される割合	課税対象割合
被相続人等の事業用宅地等	事業用(貸付事業以外)	①	特定事業用宅地等	400m ²	80%	20%
	貸付事業用の宅地等	②	特定同族会社事業用宅地等	400m ²	80%	20%
	貸付事業用(同族法人等への貸付で②に該当しない場合を含む)	③	貸付事業用宅地等	200m ²	50%	50%
被相続人等の居住用宅地等		④	特定居住用宅地等	330m ²	80%	20%

(注)選択する特例対象宅地等の組合せにより、限度面積の判定があります。

(3) 農地の納税猶予の特例の適用が受けられない

農地の納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得した農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合に、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するという制度です。

(4) 相続税の物納ができない

相続税では、税金を金銭で納付することが困難な場合、一定の相続財産(有価証券や不動産等)を金銭に代えて納める「物納」が認められています。

(5) 非上場株式等の納税猶予が適用できない

会社の後継者である相続人等が、相続等により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等に係る課税価格の80%又は100%に対応する相続税の納税が猶予されます。

2 「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の評価減」を遡って適用を受けるためには

この2つの特例は、次の手続きを行えば、適用を遡って受けることができます。当初の申告時には、未分割財産について、これらの特例の適用を受けることはできませんが、

①相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出しておけば、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。この場合、分割が行われた日の翌日から4ヶ月以内に「更正の請求」をすれば納めすぎた税金が還付されます。

②なお相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されている等一定のやむを得ない事情がある場合は、申告期限後3年を経過する日の翌日から2ヶ月を経過する日までに、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出する必要があります。所轄税務署長の承認を受けた場合には、判決の確定の日など一定の日の翌日から4ヶ月以内に分割されたときに、これらの特例の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、分割が行われた日の翌日から4ヶ月以内(※)に「更正の請求」を行う必要があります。

(※)ただし、配偶者の税額軽減については、申告期限から5年経過した日とのいずれか遅い日でよい。

3 分割期限の目安

遺産が未分割の場合、上記の特例が受けられないと申告時に納付する相続税総額が多額になってしまいますので、申告期限内に遺産分割を決めてしまうのが一番です。それがどうしても困難な場合の目安を考えますと、②①の規定や、相続した財産を申告期限後3年以内に売却した場合の「相続税の取得費加算の特例」制度があることを考慮して、遅くとも申告期限後3年内には遺産分割を決めるのが税法上有利といえます。

4 10年経過後の遺産分割ルールの改正

遺産分割をする際には、法定相続分等を基礎としつつ、個別の事情(例えば、生前贈与を受けたことや療養看護等の特別の寄与をしたこと)を考慮した「具体的相続分」を算定するのが一般的です。しかし、長期間経過すると算定が困難となるため、改正民法により、相続開始後10年を経過した後に遺産分割は、原則として具体的相続分を考慮せず、法定相続分(又は指定相続分)によって画一的に行うこととされました(相続人の合意がある場合は除く)。施行日(令和5年4月1日)前に開始した相続についても新ルールが適用されます(施行時から5年間の猶予期間あり)。具体的相続分を考慮することにより取得財産が増える方等は特に、早めに分割協議を完了させることが今後の注意点となるでしょう。

5 申告期限内に遺産の分割が決まらない場合の申告方法

相続税申告書の提出期限までに遺産の分割が決まらない場合は、民法で規定する相続分により取得する財産と承継する債務の金額を計算し、期限内に申告をします。後日、分割協議が終わり次第、改めて税額計算をし、次のように申告することになります。

- ・初回申告時より税金が増えた場合 → 「修正申告書」を提出し、追加の税額を納めます。
- ・初回申告時より税金が減った場合 → 「更正の請求」をし、過払い税金が還付されます。

6 遺言書の重要性

申告期限までに遺産が未分割の場合、デメリットだけでなく、精神的、経済的な負担も大きくなりますので、円滑な相続のためにも遺言書を作成しておくとよいでしょう。

営業職
必見!

ゴルフの 心臓



第60回

五木ひろし

最近練習場でドライバーショットはそこそこ芯に当たっているのに右へ飛び出す。アイアンはボールの手前のマットに当たってから弱々しい弾道でやはり右方向へ~

久しぶりの練習ならまだしもかなりのローハンデプレイヤーにも発生するスイングミスです。このスイングミスの原因はどこにあるのか?すぐにピンとくるのがダウンスイングからインパクトにかけて身体右サイドが下がってくる為です。ボールを高く打ち上げる意識からはもちろんですが、ダウンスイングからいわゆる“タメ”を意識的に作ろうとするあまり、右肩~右肘を極端に縮め、絞りすぎた為に発生してしまう動きです。私はこの状態を“五木ひろし状態”(ゴメンナサイ)と呼んでいます。

自分のスイングが“ひろし”になっているのは通常のアドレスからのスイングでは実感しづらいので次のようなアドレスをとってみます。



① グリップを4~5cm
短く握ります。



② ヒザ立ちにしてボールの位置は左脇延長線上辺りにセットします。



③④ 肩~腕を地面と平行にテークバックします。かなり横に感じますが、背骨に対しては直角に動き、運動効率は最大限です。



⑤⑥ ヒザ立ちスイングでのテークバックはさほど違和感なく出来ると思いますが、ダウンスイングからフォロースルーにかけてクラブヘッドが地面に着地することなく戻すには、振り降ろし始めと同時に左腕を折りたたみ始め右腕が左腕の上に来るよう戻す必要があります。この一連の動きは通常のアドレスでは体感しづらく、多くの方は⑦⑧の五木ひろし状態でのダウンスイングがほとんどです。



★このドリルは、練習場では後打席の方に迷惑をかける場合があるので十分注意してください。短いアイアンを選んだり、スローモーション的にゆっくりとしたスイングでこの軌道を確認するだけでもかなり有効です。

普段のスイング軌道と比べ、驚くほどの腕とクラブの違う動きに気付いて下さい。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級